

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1 概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

| | |
|---------------|---|
| 事業所名（病院名等） | 介護老人保健施設 湖水荘 |
| 所在地 | 青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山91番地2 |
| 電話番号 | 0173（22）5694 |
| FAX番号 | 0173（22）5876 |
| 事業所番号 | 0252480017 |
| サービスを提供できる地域※ | 鶴田町、五所川原市（旧金木町、旧市浦村を除く）、板柳町、つがる市（旧木造町、旧稲垣村、旧車力村を除く） |

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

| 職名 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 合計 | 業務内容 |
|-------|-------|----|-----|----|--------------------|
| 医師 | 医師 | 1名 | | 1名 | |
| 管理者 | | 1名 | | 1名 | 介護従事者及び業務の管理 |
| 作業療法士 | 作業療法士 | 2名 | | 2名 | 訪問リハビリテーションの業務にあたる |

(3) サービスの提供時間帯

| | |
|-----|----------------------|
| 平日 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| 休業日 | 土曜日、日曜日、祝日、1月1日～1月3日 |

2 当事業所訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの特徴等

(1) 運営方針

お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションを行います。

また、自らその提供する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

3 サービスの内容

(1) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションでは、まずお客様及びご家族の日常生活で困っていることやご希望を伺い、それを基にお客様の身体機能と照らし合わせ目標を設定します。

(2) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションでは、設定した目標に対して、お客様及びご家族の同意と協力を得て、リハビリテーション実施計画書を作成し、必要な訓練又は介助方法、環境設定の指導を実施します。

(3) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションでは、定期的にお客様の身体状況の評価し、訓練内容及び目標の見直しをします。

(4) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションでは、お客様及びご家族の日常生活で困っていることに対し、随時必要な情報を提供します。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

（ ）内がお客様の負担になります。※「負担額」は1割負担の場合となっております。

ア 訪問リハビリテーション

| | |
|------------------------|--|
| 1回あたりの料金 | 3080円/1回（自己負担額：308円/1回） （20分を1回とします。週に6回まで利用可能。退院・退所の日から3か月以内は12回まで利用可能） ※国が定める基準に適合していない場合は、上記料金から2580円/1回（自己負担額：258円/1回）となります。 |
| 加算等 | |
| サービス提供体制強化加算 | 60円/1回（自己負担額6円/1回） |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の5%×10（自己負担額 所定単位数の5%） |

イ 介護予防訪問リハビリテーション

| | |
|------------------------|--|
| 1回あたりの料金 | 2980円/1回（自己負担額：298円/1回） （20分を1回とします。週に6回まで利用可能。退院・退所の日から3か月以内は12回まで利用可能） ※国が定める基準に適合していない場合は、上記料金から2480円/1回（自己負担額：248円/1回）となります。 ※12か月を超えて利用する場合は30円/1回（自己負担額：300円/1回）減額されます。 |
| 加算等 | |
| サービス提供体制強化加算 | 60円/1回（自己負担額6円/1回） |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の5%×10（自己負担額 所定単位数の5%） |

(2) 交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、理学療法士等が訪問するための交通費の実費をご負担していただくこととなります。自動車を使用した場合は、

事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートルまで 100円

事業の実施地域を超えた地点から片道20キロメートルまで 200円

3) その他

ア お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

イ 料金の支払方法

毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落しの3通りの中から自由にご選択いただけます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話で申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了14日前に文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) お客様が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。）

(ウ) お客様がなくなられた場合

エ その他

(ア) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

(イ) お客様が、サービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談、苦情窓口

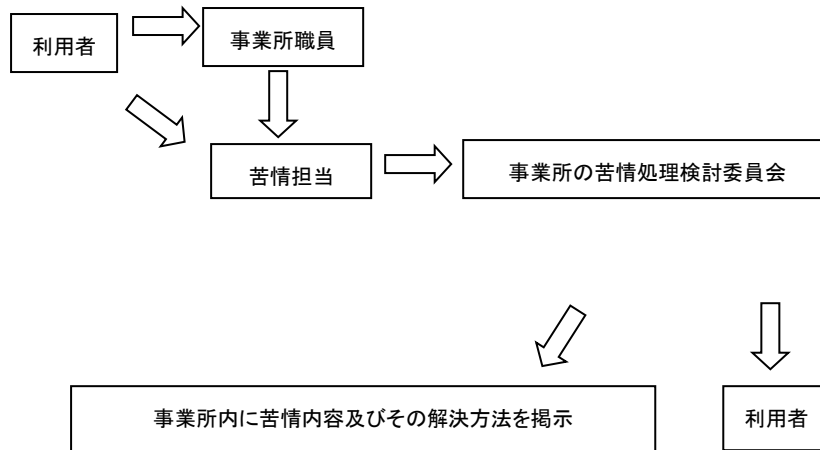
担当者 加賀谷 加我美

電話 0173-22-5694 FAX 0173-22-5876

受付日 年中（ただし、1月1日～1月3日を除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(2) 苦情処理フォロー



(3) その他

当事者以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 鶴田町役場健康福祉課 介護保険係 0173-22-2111

イ 青森県国民保健団体連合会（苦情処理委員会）017-723-1336

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

| | | | | |
|-----|-----|--|------|--|
| 主治医 | 氏名 | | | |
| | 連絡先 | | 電話番号 | |
| ご家族 | 氏名 | | | |
| | 連絡先 | | 電話番号 | |

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援

事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所はあいおいニッセイ同和損保と損害賠償契約を結んでおります。

9 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) お客様及びご家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

10 身体の拘束等・虐待防止について

虐待・拘束の防止のための指針を整備し、検討をする委員会を定期的で開催し、検討事項を従業者に周知するとともに、研修を定期的実施します。

11 非常災害対策・業務継続計画

非常災害発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定します。この計画は訓練等を実施して定期的に見直します。訓練とシミュレーションを実施する際は、鶴田町及び関係機関との連携を密にして、施設周辺地域との連携を考慮して行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置・業務継続計画

感染症の発生・蔓延に備え、委員会を開催し、感染症発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定します。研修・訓練を定期的実施し、計画の見直しを行います。

令和 年 月 日

訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 介護老人保健施設 湖水荘

所在地 北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山9 1 番地2

名 称 訪問リハビリテーション

説明者氏名 印

私は、本書面により、事業者から訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名 印

ご家族 住所

氏名 印

個人情報利用同意書

私及び私の家族の個人情報については、下記により貴社会福祉法人が必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

記

1 個人情報の利用目的

- (1) 私が介護サービスの提供を受けるにあたって、貴社会福祉法人が介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、関係者に対して私の状態、家族の状況等を十分に把握させるために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 個人情報を利用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 個人情報を利用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲でこれを利用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の社に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を利用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

介護老人保健施設 湖水荘 殿

利用者 住所

氏名

印

ご家族 住所

氏名

印